平成２５年雇第４３号

主　　文

本件再審査請求を棄却する。

理　　由

第１　再審査請求の趣旨及び経過

１　趣　　旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号。以下「法」という。）の規定による受給期間が経過しているため基本手当を支給しない旨の処分（以下「法第２０条不該当処分」という。）を取り消すとの裁決を求めるというにある。

２　経　　過

（１）請求人は、平成○年○月○日にＡセンター（以下「事業所」という。）を離職した。

（２）請求人は、平成○年○月○日に公共職業安定所（以下「安定所」という。）へ電話を掛け、「平成○年末で会社を退職した。現在、不当解雇の裁判中であり、平成○年○月中に和解予定であるが、失業給付は受給できるのか」と問い合わせた。安定所長は、請求人に対し、原則として失業給付の受給期間が離職後１年間であり、現状では離職後１年間を経過していることから受給できない旨伝え、電話だけでは本人確認も行えないことから、身分証明書を持参して来所するよう説明した。

（３）請求人は、同月○日に安定所に来所した。安定所長は、請求人の雇用保険被保険者台帳の記録から、請求人が事業所を平成○年○月○日付けで事業主都合により離職していることを確認した。

また、安定所長は、請求人に対し、リーフレット「離職されたみなさまへ」及び法第２０条の条文を用いて、離職後１年間である受給期間が既に経過しているため、受給できない旨を説明した。その際、安定所長は、請求人の雇用保険被保険者離職票（以下「離職票」という。）を同年○月○日付けで交付済みで

あることを確認したが、請求人から事業主より離職票を受け取っていないとの反論があった。

（４）安定所長は、平成○年○月○日に事業主から請求人に係る離職票の再交付の届出を受理し、同日、離職票を再交付した。

（５）請求人は、平成○年○月○日、安定所に来所し、失業給付の受給手続のため、離職票を提出した。同日、安定所長は、請求人の離職票の提出が、既に受給期間満了日を経過しているため、請求人に対し、法第２０条不該当処分を行った。

（６）請求人は、この処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第２　再審査請求の理由

（略）

第３　原処分庁の意見

（略）

第４　争　　点

本件の争点は、安定所長が平成○年○月○日付けで請求人の基本手当の受給期間が既に徒過しているとしてした法第２０条不該当処分が妥当と認められるか否かにある。

第５　審査資料

（略）

第６　事実の認定及び判断

１　当審査会の事実の認定

（略）

２　当審査会の判断

（１）請求人は、要旨、①事業所が故意に離職票を交付しなかったことにより、期限内に雇用保険受給のための申請ができなかったこと、及び、②雇用保険受給の申請期間を離職日から１年とする法の規定を知らなかったため手続ができなかったものであり、当該期限を安定所長が通知すべきであった旨主張している。

（２）まず、請求人が、①事業所が故意に離職票を交付しなかったことにより、期限内に雇用保険受給のための申請ができなかったと主張する点について、検討する。

請求人は、審理調書の中で、「(裁判で)争っているうちに自分も首になり、母親も首になったので、(中略) これで結局自分は○月の時点で解雇になったわけですから。」と述べ、平成○年の年明け、事業所の弁護士から解雇通告を受けたとしている。したがって、実態としては、請求人は平成○年○月の時点で既に解雇状態にあると認識し、平成○年の年明けには解雇通告まで受けていたにもかかわらず、求職活動を行わず、平成○年○月○日に至るまで安定所に何の問合せもせずに放置し、その結果、雇用保険受給申請の機会を失したものであり、請求人の①の主張は採用できない。

（３）次に、②雇用保険受給の申請期間を離職日から１年とする法の規定を知らなかったため手続ができなかったものであり、安定所長が申請期限を通知すべきであったとの請求人の主張について検討する。

これについては、法の不知を理由に本件処分の取消しは認められないこと、また、上記（２）のとおり、請求人は既に自らが解雇されたことを認識していながら安定所に出頭することを怠っていたものであり、安定所長に、請求人に対し直接申請期限を通知する義務はない。

失業給付の主たるものは求職者給付であるから、離職後速やかに求職活動を開始し、安定所において失業認定を受けなければ、失業給付を受給することは可能とならない。

（４）なお、請求人は、本件公開審理の席上、裁判で自身の解雇無効を争った事実がある旨主張するが、その一方で、当事者立会審理調書には、請求人が「裁判を起こしたわけですよ、訴訟を。その訴訟の内容っていうのは、職場復帰を求めるわけではないけども」と申述した事実が記載されている。したがって、請求人が裁判で解雇無効を争ったかどうかについてはいまだ真偽不明であるものの、いずれにせよ、裁判に多くの時間を費やしたため、雇用保険受給にかかる申請が遅れたかのような請求人の主張が、本件結論を左右するものではないことを念のため付言する。

３　以上のとおりであるから、安定所長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした法第２０条不該当処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。